

## 中央区オリンピック・パラリンピック区民協議会（仮称）規約（案）

（名称）

第1条 この会議は、中央区オリンピック・パラリンピック区民協議会（以下「区民協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 区民協議会は、地域の魅力発信と活性化の絶好の機会となる2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「大会」という。）に向けて、区民、関係団体・機関及び中央区（以下「区」という。）が一体となって地域の発展に取り組んでいくため、関係者間の情報共有及び連絡調整を強化するとともに、地域の自主的な取組の促進を図ることを目的とする。

（所掌事項）

第3条 区民協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 大会に関連する関係者間の情報共有及び連絡調整に関すること。
- (2) 大会開催の機会を捉えた地域の自主的な取組の促進に関すること。
- (3) 大会の気運醸成に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、大会開催の機会を捉えた地域の活動に関すること。

（構成員）

第4条 区民協議会は、次に掲げる者のうちから区長が選任するものをもって構成する。

- (1) 区の区域内（以下「区内」という。）に所在する町会・自治会、文化、子ども・青少年、スポーツ、商工観光、福祉保健、環境等の関係団体の役職員等
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 区内官公署職員
- (4) 区議会議員
- (5) 区職員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区民協議会の運営に必要と認められる者

2 前項に規定する構成員（以下「構成員」という。）の任期は、区民協議会の解散の日までとする。ただし、団体における役職変更、人事異動、退任等の事

情がある場合は、この限りでない。

(役員)

第5条 区民協議会に、座長及び副座長（以下「役員」という。）をそれぞれ1名置く。

2 役員は、構成員の互選により選出する。

(役員の仕事)

第6条 座長は、区民協議会を代表し、会務を総理する。

2 副座長は座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(会議の開催及び招集)

第8条 区民協議会は、随時開催するものとする。

2 区民協議会は、座長が招集する。

(関係者の出席等)

第9条 座長は、必要があると認めるときは、専門的事項について学識経験を有する者その他関係者の出席を求めて、その意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者に資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第10条 区民協議会は、公開して行う。ただし、座長が適当でないと認めるときは、この限りでない。

2 区民協議会の公開に関し必要な事項は、別に座長が定める。

(検討部会)

第11条 座長は、区民協議会の下に検討部会を置くことができる。

2 検討部会は、構成員が推薦する者及び区長が選任する者で構成する。

3 検討部会に、部会長及び副部会長をそれぞれ1名置く。

4 部会長及び副部会長は、部会員の互選によりこれを定める。

5 検討部会の運営は、第8条及び第9条の規定を準用する。この場合において、

「区民協議会」とあるのは「検討部会」と、「座長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

6 検討部会は、検討部会において検討した事項を区民協議会に報告するものとする。

(事務局)

第12条 区民協議会の事務を処理するため、事務局を区に置く。

(規約の改正)

第13条 この規約は、区民協議会において出席者の3分の2以上の同意を得なければ改正できない。

(委任)

第14条 この規約に定めるもののほか、区民協議会に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この規約は、平成27年12月 日に施行する。